

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号の三様式中

生 年 月 日	年 月 日生	年
姓 別		

を削る。

月	日生

第二号の四様式を次のように改める。

第 2 号の 4 様式（第 4 条の 2 関係）

二級 木造 建築士免許証書換え交付申請書		
私は、建築士法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり 二級 木造 建築士免許証の書換え交付を申請します。		
年 月 日		
申請者住所		
氏名		
(宛先)		
埼玉県知事		
記		
ふ り が な 氏 名		写 真 縦4.5cm 横3.5cm
登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
講 習 受 講 履 歴 記 載 希 望	有 ・ 変 更 な し ・ 無	

- 注意事項 1

二級
木造

欄は該当する方を○で囲んでください。
- 2 講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。
- 3 免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。